

分権改革推進に係る主要論点

主 要 論 点

概 要

論 点 の 内 容

地域事務所のあり方

1 地域事務所の設置

地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの地域発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編した。（平成13年4月実施）

■地域事務所の機能等の見直し

17年4月には、市町村数は合併前の86から30程度へ再編されるなど、市町村合併が急速に進捗しており、広域化の推進といった設置目的はほぼ達成しているのではないかと考えられるが、合併後の新たな市町村体制や交通・情報通信網の整備状況など県を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合行政機能のあり方など、新たな地域事務所の機能、設置形態等について検討

■地域事務所の事務・権限等の見直し

地域事務所の事務について、住民の利便性の向上、簡素・効率化といった観点から、事務・権限やその執行方法の根本的な見直しについて検討

<参 考>

◆部局別及び本庁・地方機関別の職員数（知事部局）

（大学を除く）

	職員数等		本 庁	内 訳		（参考） その他の 地方機関
				地方機関		
				地域事務所	その他	
出納長官	59	1.0%	59	—	—	—
総務企画部	1,003	17.0%	331	税 264 税 348	9.4% 12.3%	60
地域振興部	133	3.1%	163	—	—	—
環境生活部	226	3.8%	216	—	—	10
福祉保健部	1,029	17.4%	315	厚 478	17.0%	236
商工労働部	453	7.6%	205	0	0.2%	242
農林水産部	1,435	24.3%	280	農 797 林 924	28.3% 32.8%	358
土木建設部	1,526	25.8%	535	—	—	67
知事部局計	5,914	100.0%	2,124	2,817	100.0%	973
			35.9%	47.6%		16.5%

◆地域事務所ごとの職員数

地域事務所名	職員数	（内 訳）					
		税	厚	農	林	土	計
広島地域事務所	542	39	150	96	—	30	177
呉地域事務所	334	31	31	65	—	34	161
芸北地域事務所	334	30	30	49	—	116	99
東広島地域事務所	367	36	26	60	—	101	144
尾三地域事務所	302	41	20	74	—	132	99
福山地域事務所	392	35	55	72	6	194	138
備北地域事務所	486	45	19	61	—	181	179
合 計	2,817	264	348	478	6	797	934

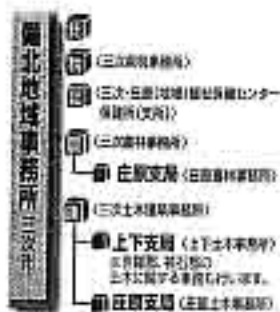
分権改革推進に係る主要論点

主 要 論 点	概 要	議 点 の 内 容
	2 地域事務所の主な設置目的 (1) 圏域内の総合行政の展開 各種行政分野に係る所管区域の整合性が確保された単一の事務所により、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開する。 (2) 市町村行政の広域化の推進 広域行政圏と所管区域の整合が図られた地域事務所により、管内市町村の広域行政への取組みを支援する。 3 設置後の状況変化 (1) 合併の進展による市町村の広域化 平成17年3月末の市町村合併特例法の期限に向けて、県内市町村の再編が進んでおり、市町村数は合併前の86から30程度と大幅に減少することが見込まれる。一方、市町村合併に伴い、今後、基礎自治体の規模・能力は拡大していくと考えられる。 (2) 市町村への事務・権限移譲の推進等による業務量の減少 合併後の市町村に対し、法制上当然移管される権限以外にも、県と市町村が分担すべき役割に応じた事務事業の移譲等による業務量が減少し、市町村との連絡調整事務についても減少が見込まれる。 <参 考> ◆地域事務所が担っている主な機能 ・住民に対するサービス提供機能 ～ 農業改良普及、保健師による家庭訪問相談等 ・民間事業者等に対する許認可機能 ～ 食品営業の許認可、一般廃棄物処理施設の設置許可等 ・市町村に対する調整機能 ・公共事業等の事業執行機能 ～ 道路・河川等の整備、農業農村基盤整備等 ・県税等の賦課・徴収機能 ◆行政システム改革推進計画（平成12年3月）の地域事務所の在り方に関する部分（抜粋） 「地域の実情や市町村の意向などを踏まえた圏域ごとの発展プランの調整・推進などを通じて、地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、主要な地方機関である県税事務所、福祉保健センター・保健所、農林事務所、土木（建築）事務所を統合し、県内7か所の地域事務所として再編する。（平成13年4月実施） （ 省 略 ） なお、地域事務所については、今後の市町村の広域化の動向や交通・通信網の整備状況などを踏まえ、広島地域、廣後地域、備北地域、中央地域の県内4ブロックを視野に入れた在り方についても検討する。」	

新しい地域事務所は、一定のまとまりをもった圏域において、広範な事務を行う総合行政機関です。

お住まいの市町村の区域をお確かめください。

◁ は親子の地方移居 ■ は所在地

[illegible]

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

 三原市
 (三原市役所)

- これまで、樹形、福祉保健、農林水産、土木など、分野ごとに異なっていた地方創生の所管官庁を一致させ、地域事務所としての役割を
- 整備機能を発揮することにより、地域のニーズに迅速・的確に対応した各種施策を展開します。

- 地域事務所の所管区域を広域行政圏^①と対応させることにより、分権時代に即応した各市町村の広域行政に向けた取組みを総合的に支援する。

● 地域行政連携 柏崎、新井、佐和田、新津の4市で1体となっている新潟社会福祉協議会。協議会内の各市と市町協会の連携が、協力・連携して地域内行政サービスの向上と実現を目指す。

⑥ 近めるとともに、圏域の一体的発展と自立を促します。

- 事務事務を集中化し、効率的な事務処理を進めることによって、
- 経費の削減など行財政改革の推進を図ります。



申告・届出手続き等を行う事務所(所在地)が変更になる地域

地域	原拠	福祉・保健・環境 (福祉・保健・環境)	農林	土木・建設	その他
広島市の一部 (広島市) ※広島市(広島市)の地域(広島市)					
安芸郡の一部 (安芸郡)海部(安芸郡)海部	広島県庁 ↓ 広島市(安芸郡)海部 税務所	【福祉・保健】 広島市(安芸郡)海部 ↓ 広島市(安芸郡)海部 【保健】 広島市(安芸郡)海部 ↓ 広島市(安芸郡)海部 広島市(安芸郡)海部 広島市(安芸郡)海部 広島市(安芸郡)海部			
安芸郡江田町		大分県(安芸郡)江田町 大分県(安芸郡)江田町			
佐伯郡の一部 (佐伯郡)佐伯(佐伯郡)佐伯	広島県庁 ↓ 広島市(佐伯郡)佐伯 税務所	広島市(佐伯郡)佐伯 ↓ 広島市(佐伯郡)佐伯 広島市(佐伯郡)佐伯 広島市(佐伯郡)佐伯	広島市(佐伯郡)佐伯 ↓ 広島市(佐伯郡)佐伯 広島市(佐伯郡)佐伯	広島市(佐伯郡)佐伯 ↓ 広島市(佐伯郡)佐伯 広島市(佐伯郡)佐伯	広島市(佐伯郡)佐伯 ↓ 広島市(佐伯郡)佐伯 広島市(佐伯郡)佐伯
豊田郡の一部 (豊田郡)豊田(豊田郡)豊田		広島市(豊田郡)豊田 ↓ 広島市(豊田郡)豊田 広島市(豊田郡)豊田			
竹原市 豊田郡の一部 (竹原市)竹原(竹原市)竹原	広島県庁 ↓ 広島市(竹原市)竹原 税務所	広島市(竹原市)竹原 ↓ 広島市(竹原市)竹原 広島市(竹原市)竹原	広島市(竹原市)竹原 ↓ 広島市(竹原市)竹原 広島市(竹原市)竹原	広島市(竹原市)竹原 ↓ 広島市(竹原市)竹原 広島市(竹原市)竹原	広島市(竹原市)竹原 ↓ 広島市(竹原市)竹原 広島市(竹原市)竹原
府中市 神石郡 神石郡		広島市(府中市)府中 ↓ 広島市(府中市)府中 広島市(府中市)府中			
甲斐郡	広島県庁 ↓ 広島市(甲斐郡)甲斐 税務所	広島市(甲斐郡)甲斐 ↓ 広島市(甲斐郡)甲斐 広島市(甲斐郡)甲斐	広島市(甲斐郡)甲斐 ↓ 広島市(甲斐郡)甲斐 広島市(甲斐郡)甲斐	広島市(甲斐郡)甲斐 ↓ 広島市(甲斐郡)甲斐 広島市(甲斐郡)甲斐	広島市(甲斐郡)甲斐 ↓ 広島市(甲斐郡)甲斐 広島市(甲斐郡)甲斐
庄原市 比婆郡		広島市(庄原市)庄原 ↓ 広島市(庄原市)庄原 広島市(庄原市)庄原			

※注: 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。

地域(所在地)について

- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。
- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。
- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。

地域(所在地)について

- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。
- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。
- 地域(所在地)は、平成13年4月1日から変更になります。

お問い合わせ先

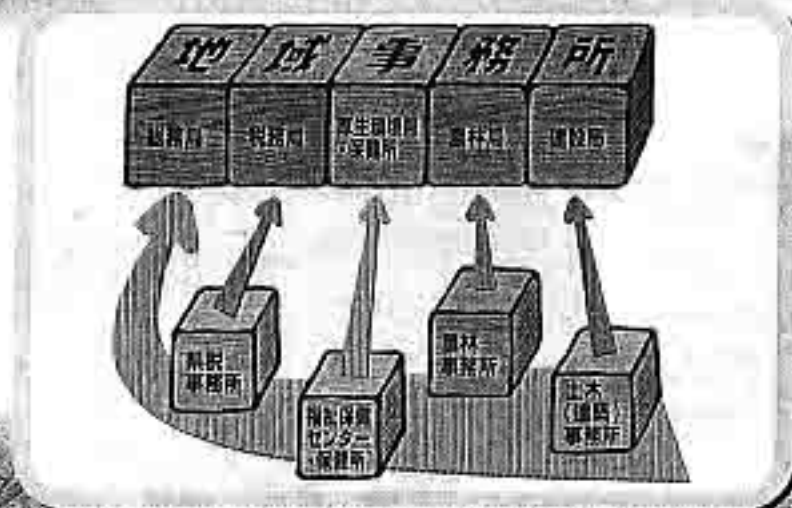
TEL: 082-233-1111
FAX: 082-233-1111
E-MAIL: info@city.hiroshima.jp

R70

平成13年4月1日から

広島県の地方機関が変わります

◇広島県では、日常生活圏や経済圏の拡大などに対応し、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、主な地方機関を7つの地域事務所に再編整備します。



◎4月1日からの地域事務所の整備に伴い、広島県の地方機関の名称が変わります。

例) 広島県庁事務所 → 広島地域事務所 税務所

◎地域によっては、申告・届出手続き等を行う事務所(所在地)が変更になる場合があります。お住まいの地域を所管する事務所を御確認ください。

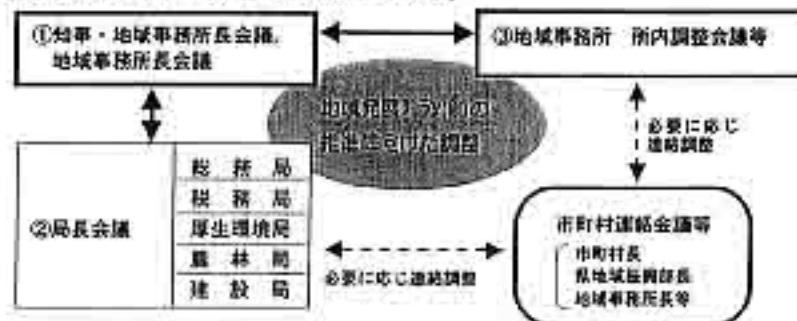
※このチラシ裏面の「申告・届出手続き等を行う事務所(所在地)が変更になる地域」を御確認ください。

地域事務所における総合調整機能について

- 地域の特性を活かした地域振興施策を総合的に展開するため、平成13年度から、県内7ヵ所の地域事務所として発足。

1 行政の総合的運営に係る総合調整

地域事務所においては、行政の一体的・総合的な運営と、施策の総合的な推進を図るため、次のとおり、本庁・地域事務所及び地域事務所相互間、地域事務所の各局間における「情報交換と共有」「連絡調整」を図っている。



【各会議の概要】

会議名	メンバー	協議事項	開催頻度
①知事・地域事務所長会議	知事、副知事、総務企画部長、政策企画局長、地域振興部長、7地域事務所長	○県政運営の基本方針、重要施策 ○地域振興施策	随時開催
地域事務所長会議	関係各部署と7地域事務所長	○本庁と地域事務所及び地域事務所相互間における情報交換 ○地域事務所の運営に関する事項	月1回程度
②局長会議	各部署の関係総室長と7地域事務所の局長	○本庁と地域事務所及び地域事務所相互間における情報交換 ○地域事務所の運営に関する事項	随時開催
③所内調整会議等	所長、所内局長、圏域内の関係地方機関の長	○地域事務所及び地域事務所圏域における情報交換と連絡調整	週1回程度

※地域発展プラン

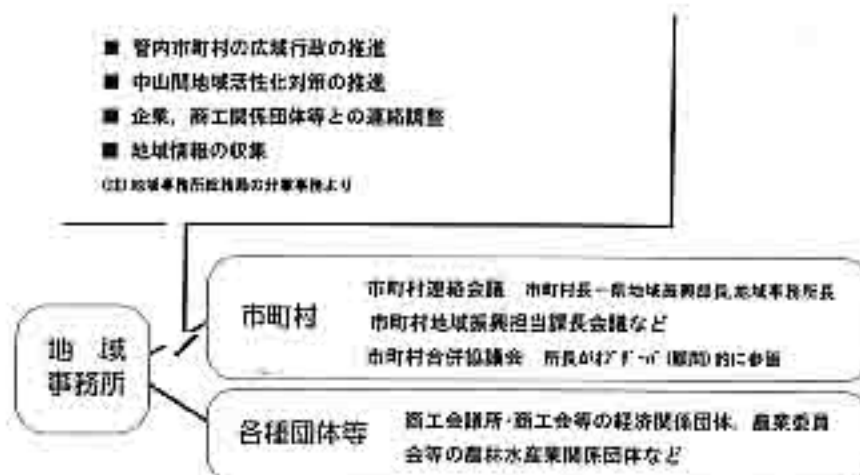
- 県政中期ビジョン「ひろしま夢未来宣言」(H12.11 策定(計画期間はH17年度まで))の考え方に沿って、県と市町村が協力し、地域の総合的な発展を図るよう、地域事務所ごとに策定
- 市町村合併の進展に合わせ、市町村の新しいまちづくりの計画等とも連携
- それぞれの地域の振興と自立を促進し、県の総合行政を推進するための地域事務所の行動指針

※平成13年度 地域事務所 概要



2 地域振興施策に係る総合調整

市町村連絡会議等により、管内の市町村や各種団体との連絡調整を行い、県施策に対する意見・要望等に関する情報収集を行っている。特に、市町村合併が進展しつつある現状においては、市町村建設計画に係る協議等に対して、県の関係所長又はその他の機関との連絡調整なども積極的に行っている。



3 危機管理対応に対する総合調整

自然災害、火災・事故、健康被害などの様々な危機事態に対して、事務の所管を超えた所内情報伝達を進めるとともに、市町村に対する連絡調整もスムーズに行うよう体制を整え、迅速かつ的確な対応を図る。

※平成14年5月 河内町入野地区の深石堤クラック発生事案

- 河内町入野地区にある民営深石堤の斜面に、大規模な亀裂(クラック)が発生
- 斜面崩壊の危険性が高まったため、河内町が災害対策本部を設置し、二世帯に避難勧告
- 東広島県事務所においても所長の判断により現地災害対策本部を設置し、県が管理する道路を通行止めにするなど対応
- この時、地域事務所長を中心として、深石堤の治道監督を所管する建設局及び林道開発を所管する農林局が現場の監視等を行うとともに、地元警察等との連絡調整により速やかに道路通行止めなどの措置を講じた。
- また、関係機関との連絡調整には、総務課、税務局、厚生環境局など地域事務所全体で対応
- 結果的には斜面崩壊は発生せず、被害を出すことなく収束したが、地域事務所における総合調整機能が発揮された例といえる。

合併後に想定される市町村の姿

【合併前】 86市町村（網掛け部分は市、白抜き部分は町村）



【合併後】 30程度に再編（網掛け部分は市、白抜き部分は町）



※ 現在、法定協議会を設置している市町村が合併すると想定したもの

参 考

広域行政圏（合併前）



広域行政圏について

実施計画	広域行政圏計画策定要綱（昭43.11）自治事務改善通知
目的	一地区ある地域社会の形成
指定基準	人口10万人以上の地域で国社会生活圏を形成し、また形成する可能性を有すると認められる地域

地方生活圏（合併前）



※ 地方生活圏について

関係法令	地方生活圏の設置について（昭44.6.11）建設省計画局長通知
目的	都市を中心とする一体的な発展
指定基準	行政の日常生活圏を中心とする機能をもつ都市（生活圏中心都市）を中心とする半径20～30kmの圏域において人口が15～30万人を擁する

地域事務所（本所）の事務概要

場 名	課 名	主 要 業 務 概 要	市 民 会 議 会 の 主 要 議 決 項 目
総務局	総務課	所の庶務・会計・出納事務、公用車管理、庁舎管理	
	経理課	所の経理、工事等の入札・契約・支払事務	
	企画調整課	所内調整、地域発展プランの進行管理、市町村合併支援、中山間地域活性化対策、地域情報の収集、企画・商工関係団体との連絡調整	No. 8 産業振興施策のあり方
税務局	税納管理課	県税の徴収、滞納処分、過誤納金の還付・充当、納税証明	
	課税課	法人県民税、県民税利子割、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、自動車税、狩猟者登録税、入猟税の課税、母税調査、軽油引取税の免税証の交付	
厚生環境局・保健所	厚生推進課	介護保険制度の周知・普及の徹底、介護保険事業者の指導・監督、医療機関の許可・変更監視、医療費控除の指導、社会福祉事業団体の指導、厚生統計調査、老人保健指導事務の指導監督、看護老人ホームの開設調査	No. 4 介護事業者の市などへの移管
	福祉課	身体障害者手帳の認定・交付、母子・育英福祉資金の貸付・償還、児童福祉施設の指導監督、生活保護の決定・支給、児童手当・児童扶養手当の決定・支給	No. 3 福祉事務事業の市などへの移管
	保健課	精神保健福祉の訪問相談、結核・感染症の保健指導、難病患者家庭訪問指導、新薬被曝者相談対応、歯科保健相談、給食施設の指導、健康増進、母子保健相談、乳幼児発達相談、栄養相談	No. 4 保健事業の市などへの移管
	生活衛生課	食品営業の許可認可、衛生監視、生活衛生関係営業（理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場等）の許可認可、指導、水道事業の認可	No. 4 保健事業の市などへの移管
	環境管理課	大気・水質関係事業所等の施設設備届出・立入検査、廃棄物処理施設の許可届出・立入検査、産業廃棄物処理業許可、浄化槽設備等の届出、ダイオキシン類関係施設届出・立入検査	No. 1 環境行政のあり方
	試験検査課	食品・食品添加物の理化学検査、水質汚濁・廃棄物の理化学的検査、感染症・食中毒関係菌検査	No. 4 保健事業の市などへの移管
	農村振興課	農業金融、農地の利用調整、中山間地域等直接支払、稲い手の育成、食の安全・安心の確保（表示・農薬取締等）、地産地消の推進、主要産物の価格調整、道格決定、農産物の生産振興、流通対策、農産物の被害対策	No. 10 農地の土地利用や農業経営に対する関与のあり方 No. 11 産地育成や施設整備に対する関与のあり方 No. 13 農林水産業関係の規制・監督行政のあり方
農林局	水産課	漁業金融、漁業の許可認可、漁船船主・漁師の登録、漁業秩序の維持、漁獲のための漁具取締り、漁場の指導・監督、漁業資源への技術指導、漁場設置や干潟造成、漁業被害発生防止のための調査の調査、監視	No. 13 農林水産業関係の規制・監督行政のあり方
	地域振興課	果樹園地型農業生産法人の育成、新規就農者、青年就農者の育成・確保、企業経営者の育成、野菜・果樹・花き産地の育成・強化、農業経営改善（農業関係制度資金等）の指導、農業情報の収集・管理	No. 12 農業改良員及事業のあり方
	家畜保健衛生課・家畜保健衛生所	家畜の保健衛生指導、試験・検査、死肉中のBSE検査、動物、家畜伝染病の発生予防・感染防止対策、家畜の飼育監視、飼料の安全性確保、動物愛護	No. 13 農林水産業関係の規制・監督行政のあり方
	農村整備課	住居整備、灌漑・かんがい排水、ため池・河川保全施設等の農業農村基盤整備及び事業の実施に伴う用地取得・補償、関係事業の実施に係る技術支援、調査、土地改良区の育成調整	No. 14 農林水産業関係の基盤整備のあり方
	林務課	自然公園の整備・管理、保安林の指定・管理、解除、林地開発の許可、治山・保安林整備事業、林業金融、特用林産物の生産振興、森林・園地の推進、森林振興計画の作成、森林組合の指導、林道整備、森林病虫害の防除	No. 2 自然公園、河川・湖沼等に係る規制分限 No. 14 農林水産業関係の基盤整備のあり方
	建設課	道路、河川・港湾等の管理（河川管理関係、区域決定、供用開始、占用許可、制限行為の許可、改築工事の承認、住民対応など）、屋外広告物の許可、建設業許可・宅建業免許等、国有財産の管理	No. 15 土木建築関係の基盤整備のあり方
	用地課	用地取得計画の策定、土地物件の取得、損失補償（土地・権利者調査、補償物件調査、補償金等算定、交渉など）、登記業務	No. 15 土木建築関係の基盤整備のあり方
建設局	維持課	道路、河川等の維持修繕事業の調査・設計・監理、道路巡回整備、災害等不測の事故発生時の現場対応、緊急措置	No. 15 土木建築関係の基盤整備のあり方
	工務課	土木（道路、河川、河防、街路、港湾等）事業の調査・設計・監理・検査、市町村事業に係る技術指導	No. 15 土木建築関係の基盤整備のあり方
	建築課	建築確認、開発行為等の審査・検査・指導、県営住宅の管理（入退去事務、家賃決定、家賃の収納及び滞納整理）、建設リサイクル法の届出の審査・指導	No. 16 都市・建築のあり方 No. 16 都市・建築のあり方

※ 組織及び主な業務概要については、地域事務所の概要を示したものである。

※ 関係行政機関は、分権改革推進協議会小委員会において協議（又はその関連業務）となったものである。

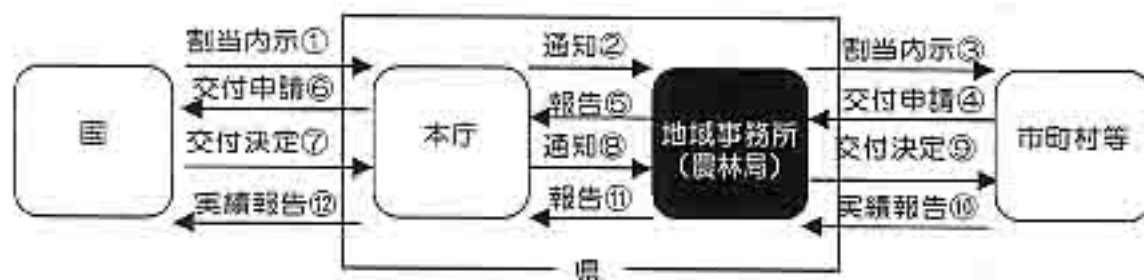
指定都市、中核市、特例市、一般市の処理する主な事務の比較

区 分	国 境	民 生	保 健	商 工	都市・建設	土 木	文 教
市 ※人口5万人以上（合併 の場合は3万人以上）		○福祉事務所の設置 ・社会福祉主事の設置 ・生活保護の決定・実施 ・母子家庭及び寡婦の福祉 に関する相談等 ・児童扶養手当の支給 ・障害児福祉手当及び特別 障害者手当の支給					・史跡名勝天然記念物の軽 微な変更等の許可等
特例市 ※人口20万人以上 (保健所設置市) ※指定都市、中核市と政令 で定める市	・指定物質（リン等）を排 出する者に対する必要な 指導、助言及び勧告		○保健所の設置 ・温泉の利用許可 ・病院等の立入検査 ・精神保健福祉相談員の設 置 ・感染症まん延防止のため の入院勧告	・計量法に基づく勧 告・定期検査	・都市計画法に基づく開発行為の 許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 ・宅地造成の規制区域内における 宅地造成工事の許可 ○建築主事の設置 ・建築確認等の実施 ※人口25万人以上の市で政令 で定める市 ※その他の市町村においては、知 事と協議し、同意を得て建築主 事を設置することができる。		
中核市 ※人口20万人以上（人口 50万人以上の場合は30 万人以上）	・一般廃棄物施設、産業廃 棄物施設等の許可 ・浄化槽設置等の届出 ・ばい菌発生施設、一般粉 じん発生施設等の設置の届 出（其市の工業に係るも のを除く。）	・身体障害者手帳の交付 ・社会福祉法人の認可・監 督 ・母子・寡婦福祉給付金の貸 付	・飲食店営業等の許可 ・公衆浴場、旅館業の営業 許可 ・本館児共遊園指導 ・結核患者の入所命令		・屋外広告物条例制定による屋外 広告物設置規制		・県費負担教職員の研修
指定都市		○児童相談所の設置			・都道府県道、産業施設、流通交 通団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計 画決定	・市内の指定区間外の国 道の管理 ・市内の県道の管理	・県費負担教職員の任免 給与の決定

※印は当該市になるための主な要件

地域事務所における経由事務について

1 国庫補助金事務の例（農林水産部の補助金等交付事務）



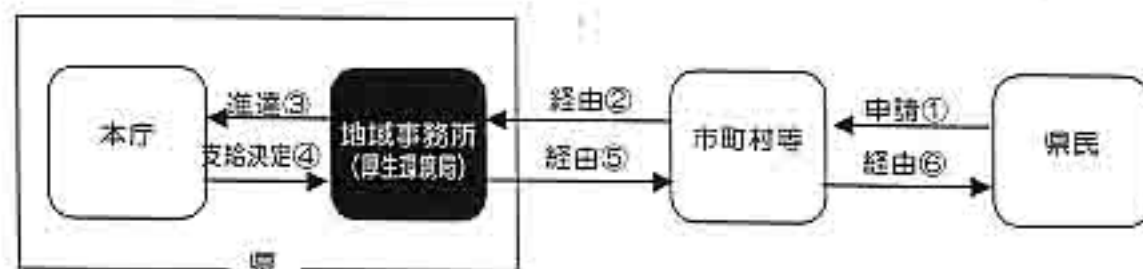
※報告⑬のために、地域事務所（農林局）において確定検査の事務を行っている。

2 許認可事務の例（建設業法に基づく建設業許可；処理件数 2, 305 件，H14）



※進達②の前に、申請書、添付書類等を地域事務所（建設局）において審査している。
※営業範囲が他県にまたがる申請の場合は、国（国土交通大臣）許可となる。

3 手当支給事務の例（被爆者援護法に基づく医療費等の支給；処理件数 56, 668 件，H13）



※進達③の前に、申請書、添付書類等を地域事務所（厚生環境局）において審査している。